

## 令和4年度地域別最低賃金額の発効年月日が公表されました。

都道府県別の令和4年度地域別最低賃金額の発効年月日が、厚生労働省より公表されました。

各都道府県に、別表記載の発効年月日以降に新しい最低賃金額が適用になりますので、求人の受付に当たってご注意ください。

### [令和4年度地域別最低賃金の全国一覧](#)

なお、求人賃金の確認に当たって必要な場合は、「[最低賃金に関するセルフチェックシート](#)」をご利用ください。

※「[最低賃金に関するセルフチェックシート](#)」をクリックすると Excel シートがブラウザ上で展開されます。

2022 年 9 月 9 日